



事務連絡
平成25年10月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項
について」等の一部改正について」の一部訂正について

平成25年9月30日付保医発0930第4号について、別紙のとおり訂正をするので、その
取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

訂正箇所

別添1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 5 別添1の第2章第10部第1節第10款K768に次のように加える。
- (3) 体外衝撃波膀胱石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。
 - (4) 体外衝撃波膀胱石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。
 - (5) 体外衝撃波膀胱石破碎術の施設基準は、区分番号「K768」体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式2により提出すること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成25年9月30日保医発0930第4号)
 の一部訂正について (参考)

(傍線の部分は訂正部分)

訂 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">別添1</p> <p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について</p> <p>5 別添1の第2章第10部第1節第10款K768に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波碎石破砕術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波碎石破砕術によつては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波碎石破砕術の施設基準は、区分番号「K768」体外衝撃波腎・尿管結石破砕術の施設基準に準じて、本通知別添様式2により提出すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">別添1</p> <p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について</p> <p>5 別添1の第2章第10部第1節第10款K768に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波碎石破砕術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波碎石破砕術によつては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波碎石破砕術の施設基準は、区分番号「K768」体外衝撃波腎・尿管結石破砕術の施設基準に準じて、本通知別添様式2により提出すること。</p> <p><u>(6) 体外衝撃波碎石破砕術に当たつて、消耗性電極を使用した場合は、区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算を算定することができる。</u></p>